



国会議員の不逮捕特権の性格とは？



「国会議員の不逮捕特権の趣旨って何かしら」



「どうして議員に不逮捕特権なんて認められるのかということだよ。歴史的には、議員の職務執行が政府によって妨げられることを防止するために認められた特権でしょ。でもそれだけじゃなくて、議員が逮捕されなければ、議院の審議権を確保することにも資するという側面もあるよね」



「議員の職務執行を重視するか、全体としての議院の審議を重視するかといった二者択一ではなくて、両方が大事と考えるべき」



「そうすると、例えば、国会議員の期限付き逮捕ができるかなんていうことが問題になると」



「議院の審議権を強調すれば、そういう逮捕も可能なように見える」



「だけど、議院はいったん逮捕を可とするということは、逮捕が不当逮捕でないことを認めたということになるね」



「逮捕が不当逮捕でないことを認めたのなら、後は裁判所に事件の処理をまかせるべきでしょ」



「ということは、逮捕の許諾に議院が条件を付けることは許されないことになるね」



議員の免責特権について